

株 主 各 位

静岡県浜松市中区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

代表取締役社長 伊藤 修 二

第183期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第183期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成19年6月25日(月曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

62頁記載の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日(火曜日)午前10時

2. 場 所 浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第183期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第183期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 役員賞与の支給の件
- 第5号議案** 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yamaha.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益や堅調な設備投資等の民間需要に支えられ、景気は緩やかに成長しました。海外の経済につきましては、米国は景気拡大の減速感はあるものの堅調に推移し、欧州は内需の拡大により景気は着実に回復、中国をはじめとするアジア諸国では好調な輸出と内需の拡大に支えられ景気の拡大が続きました。

このような状況の中で当社グループは、最終年度となる中期経営計画「YSD50」の3つのテーマ「持続的・安定的な高収益構造の確立」、「独創的かつ高品質な商品開発／事業創出」、「企業の社会的な責任を重視した経営」に継続的に取り組んでまいりました。

「持続的・安定的な高収益構造の確立」につきましては、中国製造拠点の生産設備を増強し、国内のピアノ製造拠点の統合を推進する等、国内外の楽器製造拠点を再編・整備しました。成長領域に経営資源を集中投資するため、多角化事業の収益基盤の安定化に努め、事業の整理・統合を進めました。また、引き続きSCMシステムの構築やスタッフ部門の効率化に努めました。

「独創的かつ高品質な商品開発／事業創出」につきましては、音質にこだわったアップライトピアノやデザインを重視した高付加価値商品等を発売したほか、当社独自技術を活かした商品やネットワークを活用した商品・サービスを積極的に投入しました。音響機器分野では、業務提携・M&Aにより新たな商品展開を図る等事業の拡大を進めました。海外では、中国市場での大幅な事業拡大を図るとともに、ロシア等新興市場の開拓に努めました。

「企業の社会的な責任を重視した経営」につきましては、コンプライアンス教育の徹底や環境問題への対応を進めました。また、新たに「CSRレポート」を発行しました。

販売の状況につきましては、楽器事業が円安の影響もあり堅調に推移したことから、当連結会計年度の売上高は5,503億61百万円(前期比3.0%増加)となりました。

損益につきましては、半導体の売上げ減少と利益率低下により電子機器・電子金属事業が大幅な減益となりましたが、楽器事業の増益により、営業利益は276億85百万円(前期比14.7%増加)となりました。経常利益は持分法による投資利益が増加したことにより426億26百万円(前期比20.9%増加)となりました。当期純利益は、レクリエーション事業資産の減損損失と海外製造子会社の閉鎖関連費用を特別損失に計上したことにより、278億66百万円(前期比0.9%減少)となりました。

(2) 事業別状況

[楽器事業]

ピアノは、欧州や中国他アジア市場で好調に推移しましたが、北米市場低迷の影響により、前年並みの売上げとなりました。電子楽器は、エレキギターは売上げ減少となりましたが、海外市場においてポータブルキーボード等が好調に推移しました。音響機器も、海外市場において大幅な売上げ増加となりました。また、管楽器も好調に推移しました。教室収入は、音楽教室、英語教室とも堅調に推移しましたが、コンテンツ配信は着メロ市場の縮退により売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は3,259億89百万円（前期比3.8%増加）、営業利益は220億37百万円（前期比55.9%増加）となりました。

なお、音響機器市場での成長と販売拡大のため、平成19年2月22日付けで不二音響株式会社の全株式を取得し、当社の子会社としました。

[AV・IT事業]

オーディオは、主力のAVレシーバーが欧米で順調に売上げを伸ばし、またデジタル・サウンド・プロジェクトの伸長により売上げ増加となりましたが、情報通信機器は売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は728億23百万円（前期比4.1%減少）、営業利益は21億37百万円（前期比1.2%増加）となりました。

[電子機器・電子金属事業]

電子機器事業は、携帯電話用音源LSIの需要減少により、売上げ減少となりました。電子金属事業は、材料価格上昇を反映した値上げ等により、売上げ増加となりました。損益につきましては、半導体の売上げ減少と利益率の低下により、大幅な減益となりました。

以上により、当事業の売上高は548億9百万円（前期比2.4%減少）、営業利益は31億1百万円（前期比60.9%減少）となりました。

なお、平成19年3月20日付けで当社子会社ヤマハメタニクス株式会社の発行済株式総数の90%にあたる株式を譲渡することについて、DOWAホールディングス株式会社及びDOWAメタルテック株式会社との間で基本合意いたしました。

[リビング事業]

システムバスは、市場で競争激化と単価ダウンが進行しましたが、システムキッチン、人造大理石シンクを装備したモデルが好調に推移し、売上げ増加となりました。

以上により、当事業の売上高は465億73百万円（前期比3.0%増加）、営業利益は11億50百万円（前期比1.6%減少）となりました。

[レクリエーション事業]

日帰り客は増加しましたが、婚礼収入の減少や暖冬によるスキー宿泊客の減少により、売上げ減少となりました。

以上により、当事業の売上高は178億円（前期比1.2%減少）、営業損失15億36百万円（前期は営業損失17億89百万円）となりました。

なお、平成19年3月23日付けで三井不動産株式会社との間で「鳥羽国際ホテル」、「合歡の郷」、「キロ口」、及び「はいむるぶし」の施設及びその運営子会社株式の全部を譲渡することについて基本合意いたしました。

[その他の事業]

ゴルフ用品事業は、国内販売の好調に加え輸出が拡大したため、売上げ増加となりました。金型・部品事業は、マグネシウム部品やプラスチック部品が大幅に伸長し、自動車用内装部品事業も、売上げ増加となりました。

以上により、当事業の売上高は323億65百万円（前期比31.2%増加）、営業利益は7億94百万円（前期比36.5%増加）となりました。

事業別売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比増減率	構成比率
楽 器 事 業	325,989 <small>百万円</small>	3.8 %	59.2 %
A V ・ I T 事 業	72,823	△4.1	13.2
電 子 機 器 ・ 電 子 金 属 事 業	54,809	△2.4	10.0
リ ピ ン グ 事 業	46,573	3.0	8.5
レ ク リ エ ー シ ョ ン 事 業	17,800	△1.2	3.2
そ の 他 の 事 業	32,365	31.2	5.9
合 計	550,361	3.0	100.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は251億52百万円、その内訳は、楽器事業で148億17百万円、A V ・ I T 事業で15億39百万円、電子機器・電子金属事業で43億95百万円、リビング事業で13億3百万円、レクリエーション事業で14億64百万円、その他の事業で16億31百万円であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、本年4月から新中期経営計画「YGP2010(Yamaha Growth Plan2010：平成20年3月期～平成22年3月期)」をスタートさせました。同計画の成長戦略を着実に実現すべく下記の課題に積極的に取り組んでまいります。

(1) “The Sound Company”領域での成長の実現

音・音楽・ネットワーク関連技術を基盤とした「楽器・音響・音楽ソフト、A V ・ I T、電子機器事業」を“The Sound Company”領域とし、グループの成長を牽引する事業領域に位置付け、積極的な経営資源の投入を行ってまいります。

① 楽器事業

現在進めている製造拠点の再編や業務プロセス改革等による固定費の削減を進めるとともに、顧客視点に立った商品開発、高付加価値商品の拡販、中国市場やロシア市場における販売網構築・強化等により積極的な成長を図ってまいります。音響機器事業では、デジタルネットワーク技術を活かしたシステム力や技術、マーケティング力の強化により事業領域の拡大を図ります。音楽ソフト事業では、当社グループ内の関連事業を再編・統合することにより事業基盤の強化を進め、積極的な事業展開を図ってまいります。

② A V ・ I T 事業

H i - F i 市場における中高級品の強化やフロント・サラウンド・システム商品の更なる技術開発と拡販を図るとともに、電話・テレビ会議システム事業の確立を図ってまいります。

③ 電子機器事業

付加価値向上による携帯電話用音源L S I ビジネスの収益確保を図るとともに、シリコンマイクやデジタルアンプ等音源L S I ビジネス以外の事業拡大に努めます。

(2) “多角化事業”領域での強固なポジションの確立

他の事業については、“多角化事業”領域として、各業界における強固なポジション確立と健全な事業運営により、当社グループの企業価値の増大を図ってまいります。

① リビング事業

システムキッチン、システムバスを中心とする商品力の強化、製造コストダウンを図るとともに、高付加価値商品の拡販やショールームを活用した営業力の強化等により収益拡大を図ってまいります。

② レクリエーション事業

「つま恋」、「葛城」に経営資源を集中し、収益改善とブランドへの貢献を追求いたします。

③ その他の事業

ゴルフ用品事業は、トップグループ入りに向けた成長戦略を継続いたします。金型・部品事業は、原価低減と量産技術開発による事業領域の拡大を図り、F A 機器事業は、新領域開拓をいたします。自動車用内装部品事業は、金型・部品事業との統合による営業・技術・製造のシナジー効果を追求いたします。

(3) 成長戦略のための全社共通テーマ

事業・商品戦略を強化するためのブランド戦略を推進、経営環境変化に対応した人材の強化・活用、研究・開発活動の活性化、Webインフラの経営・マーケティングへの活用を進めます。

(4) グループ総合力を高めるガバナンスの向上

「財務報告に係る内部統制」の整備・評価とともに既存システムの有効性も検証しながら、当社グループ全体において体系的な内部統制システムの再整備を行います。また、C S R（企業の社会的責任）活動については、法令遵守を徹底し、よりヤマハらしいテーマへの取り組みを重視しながら、継続的な活動による定着を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5 . 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成16年3月期 第180期	平成17年3月期 第181期	平成18年3月期 第182期	平成19年3月期 第183期
売 上 高	539,506 ^{百万円}	534,079 ^{百万円}	534,084 ^{百万円}	550,361 ^{百万円}
経 常 利 益	51,036 ^{百万円}	41,302 ^{百万円}	35,244 ^{百万円}	42,626 ^{百万円}
当 期 純 利 益	43,541 ^{百万円}	19,697 ^{百万円}	28,123 ^{百万円}	27,866 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	210 ^円 63 ^銭	95 ^円 6 ^銭	136 ^円 4 ^銭	135 ^円 19 ^銭
総 資 産	508,731 ^{百万円}	505,577 ^{百万円}	519,977 ^{百万円}	559,031 ^{百万円}
純 資 産	259,731 ^{百万円}	275,200 ^{百万円}	316,005 ^{百万円}	351,398 ^{百万円}

(注) 平成19年3月期(第183期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	100.0%	楽器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック ホールディング ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0%	欧州域内の投資管理及び欧州楽器販売の統括
ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ	10,452	100.0%	楽器の輸入及び販売
ヤマハ ケンブル ミュージック	千英ポンド 25	87.5%	楽器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	百インドネシアルピア 82,450	100.0%	楽器の製造
ヤマハ 楽器 音響 (中国) 投資 有限 公司	千中国元 585,629	100.0%	中国国内の投資管理並びに楽器及びオーディオの中国国内販売
天津 ヤマハ 電子 楽器 有限 公司	76,800	60.0%	楽器の製造
杭州 ヤマハ 楽器 有限 公司	274,105	100.0%	楽器の製造
ヤマハ 鹿児島 セミコンダクタ 株式 会社	百万円 450	100.0%	半導体の製造
ヤマハ メタニクス 株式 会社	500	100.0%	磁性材料・特殊合金の製造及び販売
ヤマハリビングテック 株式 会社	500	100.0%	リビング用品の製造及び販売
ヤマハ ファインテック 株式 会社	300	100.0%	金型・部品等の設計、製造及び販売

- (注)1. ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ、ヤマハ ケンブル ミュージック、天津ヤマハ電子楽器有限公司及び杭州ヤマハ楽器有限公司の出資比率は、子会社の間接所有によるものであります。
2. 平成19年3月20日付けで当社子会社ヤマハメタニクス株式会社の発行済株式総数の90%にあたる株式を譲渡することについて、DOWAホールディング株式会社及びDOWAメタルテック株式会社との間で基本合意しました。
3. 連結子会社は、上記の重要な子会社12社を含む93社であります。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ 発 動 機 株 式 会 社	百万円 48,211	22.7%	二輪車・ボート等の製造及び販売

- (注)1. ヤマハ発動機株式会社の出資比率には、子会社による間接所有0.1%が含まれています。
2. 持分法適用会社は、上記のヤマハ発動機株式会社を含む3社であります。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、教育楽器、音響機器、防音室、音楽教室、英語教室、コンテンツ配信、調律
A V ・ I T 事業	オーディオ、情報通信機器
電子機器・電子金属事業	半導体、特殊合金
リビング事業	システムキッチン、システムバス、洗面化粧台
レクリエーション事業	観光施設・宿泊施設・スキー場及びスポーツ施設の経営
その他の事業	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、金型・部品

8. 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所（東京都港区）、大阪事業所（大阪市中央区）、名古屋事業所（名古屋市中区）、九州事業所（福岡市博多区）、北海道事業所（札幌市中央区）、仙台事業所（仙台市青葉区）
	生産拠点	本社工場（浜松市中区）、天竜工場（浜松市南区）、磐田工場（静岡県磐田市）、掛川工場（静岡県掛川市）、豊岡工場（静岡県磐田市）、埼玉工場（埼玉県ふじみ野市）
子 会 社	国 内	株式会社ヤマハミュージック東京（東京都中央区）他販売子会社10社 ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社（東京都港区） ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社（鹿児島県始良郡） ヤマハメタニクス株式会社（静岡県磐田市） ヤマハリビングテック株式会社（浜松市西区） 株式会社キロロアソシエイツ（北海道余市郡）他リゾート施設運営子会社5社 ヤマハファインテック株式会社（浜松市南区）
	海 外	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ（米国） ヤマハ カナダ ミュージック（カナダ） ヤマハ ミュージック ホールディング ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ミュージック センtral ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ ケンブル ミュージック（英国） ヤマハ ミュージック フランス（フランス） ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア（インドネシア） ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司（中国） 天津ヤマハ電子楽器有限公司（中国） 杭州ヤマハ楽器有限公司（中国） ヤマハ エレクトロニクス コーポレーション USA（米国） ヤマハ エレクトロニクス ヨーロッパ（ドイツ） ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア（マレーシア）

9. 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
楽器事業	13,973 ^名	491 ^名
A V ・ I T 事業	2,656	△161
電子機器・電子金属事業	926	△ 23
リビング事業	866	△ 15
レクリエーション事業	595	△ 34
その他の事業	895	32
合計	19,911	290

(注) 従業員数は就業員数で記載しております。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 700,000,000株
2. 発行済株式の総数 206,301,742株（自己株式222,884株を除く。）
3. 株 主 数 15,470名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,695 ^{千株}
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	15,817
三井住友海上火災保険株式会社	8,918
株式会社みずほ銀行	8,779
株式会社静岡銀行	8,349
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	7,758
住友生命保険相互会社	7,300
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,840
日本生命保険相互会社	6,482
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び他の法人等の代表状況等
まし だ かつ ひこ 岸 田 勝 彦	代表取締役会長	
い とう しゅう じ 伊 藤 修 二	代表取締役社長	財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
か とう ひろ かつ 加 藤 博 万	常務取締役	サウンド・IT事業統括、研究・開発統括
くろ え つね お 夫 黒 江 常 夫	常務取締役	経営管理統括
うめ むら みつる 梅 村 充	常務取締役	楽器・音楽ソフト事業統括
は せがわ とおる 至 長谷川 至	取 締 役	
や はた やす し 八 幡 泰 司	取 締 役	プロダクティブテクノロジー事業統括、プロセス管理統括、ゴルフ事業推進部担当
おか べ ひろ お 岡 部 比呂男	取 締 役	楽器・音楽ソフト事業副統括
おお た なお ちと 太 田 直 幹	常勤監査役	
ほり こし みち お 堀 越 美知夫	常勤監査役	
み うら くに お 夫 三 浦 州 夫	監 査 役	弁護士（河本・三浦法律事務所）
てら い やす はる 寺 井 康 晴	監 査 役	ヤマハモーターソリューション株式会社代表取締役社長

(注)1. 取締役・監査役の異動

- ①取締役梅村充、岡部比呂男及び監査役寺井康晴の3名は、平成18年6月27日開催の第182期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 - ②取締役梅村充は、平成18年6月27日開催の取締役会において、新たに常務取締役に選定され就任いたしました。
2. 取締役長谷川至は、社外取締役であります。
 3. 監査役三浦州夫及び寺井康晴の2名は、社外監査役であります。
 4. 代表取締役社長伊藤修二は、ヤマハ発動機株式会社の取締役を兼務しております。
 5. 常勤監査役太田直幹は、ヤマハ発動機株式会社の監査役を兼務しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名 4 億11百万円（うち社外取締役 1 名 4 百万円）

監査役 4 名 83百万円（うち社外監査役 2 名 9 百万円）

（注）1. 報酬等の額には、平成19年 6 月26日開催の第183期定時株主総会に提出予定の「役員賞与の支給の件」に基づく取締役賞与85百万円（うち社外取締役分 1 百万円）及び監査役賞与15百万円（うち社外監査役分 2 百万円）役員賞与総額 1 億円が含まれております。

2. 平成18年 6 月27日開催の第182期定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件をご承認いただきましたが、それに基づき上記の報酬等の額のほか、第182期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 2 名及び監査役 1 名に対し総額58百万円の退職慰労金の支払いをいたしております。また、平成19年 6 月26日開催の第183期定時株主総会終結の時をもって退任する取締役 1 名及び監査役 1 名に対し総額 1 億97百万円の退職慰労金の支払いをいたします。

なお、上記支払金額は、平成18年 6 月末日迄の取締役及び監査役それぞれの在任期間に基づき算定された金額であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 長谷川至

① 他の会社の業務執行者または社外役員の兼任状況

平成19年 3 月27日まで当社の関連会社であるヤマハ発動機株式会社の取締役を兼務しておりました。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回のうち11回に出席し、上場会社の取締役であった経験を活かし、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(2) 監査役 三浦州夫

① 他の会社の業務執行者または社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席、また監査役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 監査役 寺井康晴

① 他の会社の業務執行者または社外役員の兼任状況

ヤマハモーターソリューション株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の関連会社ヤマハ発動機株式会社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

同氏は、平成18年6月27日開催の第182期の定時株主総会において新たに監査役に就任し、その後の当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席、また監査役会12回の全てに出席し、主に経営者としての経験や見識に基づく発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

56百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1億3百万円

(注)当社の重要な子会社のうち、ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ、ヤマハ ミュージック ホールディング ヨーロッパ、ヤマハ ミュージック セントラル ヨーロッパ、ヤマハ ケンブル ミュージック、ヤマハ ミュージック マニファクチャリング アジア、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

- ・海外駐在員給与証明発行
- ・国際財務報告基準講習会

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続、決議内容の合理性を要求する。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督する。
- ・監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- ・独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客観性と透明性を高める。
- ・コンプライアンス委員会を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規定・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- ・法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行う。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行う。
- ・内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおして更なる業務改善を進める。
- ・公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図る。
- ・コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。
- ・内部監査部門による定期的な情報の保存・管理についての監査を実施する。
- ・重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行う。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- ・業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、法令違反行為、ブランド毀損、PL・クレーム等の品質問題、環境、輸出管理、個人情報保護、健康安全等については、取締役を長とする全社横断的な委員会等を設置し、グループ全体のリスク管理方針の策定を行う。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- ・内部監査部門の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- ・取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手続き・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において十分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の

意見を聴取する。

- ・グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備する。
- ・「グループ マネジメント 憲章」を定めグループ経営の方針を明確化するとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援する。
- ・グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ・グループ企業は、原則として取締役会及び監査役（大会社にあっては、監査役会及び会計監査人）を設置する。
- ・必要に応じ、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置する。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請する。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、監査役会の承認を要することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・監査役会議長は、経営会議、執行役員会等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- ・監査役は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求める。
- ・法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告する。
 - ・担当スタッフ部門による内部統制の活動報告
 - ・担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況
 - ・内部監査部門による内部監査の結果

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおして、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、ヤマハブランドの下に、音・音楽を軸としながら、楽器等のハードウェア製造業を主体としたメーカービジネスと、音楽教室や音楽コンテンツ配信等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携等により独自の事業構造を形成しています。特に、当社の主力事業であります楽器事業につきましては、音楽教室、各種音楽イベントの実施をはじめとする不断の音楽普及活動、専門家対応等が不可欠のものとなっており、当社は、内外の取引先、音楽関係者との信頼関係を通じてこれらの活動を行っています。これらの活動とそれを支える人的資源の統合こそが当社グループの企業価値の源泉であります。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等も少なくありません。当社は、上記当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとしては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

「音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづける企業として成長する」ことを経営方針として掲げ、安定的な高収益の創出と持続的な成長に加え、良き企業市民として経済面、環境面、社会面において求められる責任を果たすことにより企業価値／ブランド価値の向上に努めています。

その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、国内外にわたる積極的なIR活動、タイムリーな情報開示をとおして、透明で質の高いかつ効率性を追求した経営の実現に向け取り組んでいます。また、執行役員制度の導入、全社ガバナンス委員会（コンプライアンス委員会、CSR委員会、役員人事委員会）の設置、内部監査体制の整備等をとおしてガバナンス機能の強化を図っております。剰余金の処分につきましては、中期的な連結利益水準をベースに経営基盤強化・財務の健全性を保ちつつ連結業績を反映した適正な株主還元を努めています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年4月28日に開催された取締役会において、会社や株主の皆様の利益にならないような不合理な買収が行われる事態を避けるために、特定の株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に対する対応方針を決定し、大量買付ルールを策定しました。

大量買付ルールにおいては、これらの大量買付行為を行う者に対して意向表明書や大量買付情報等の

提出を求めることとし、この大量買付ルールが遵守されない場合、あるいは当該大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合には、当社取締役会は、株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

4. 上記方針が基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記方針の目的は、大量買付行為が企業価値・株主価値を高めるものであるのか否かの判断を、株主の皆様がご判断されるための情報を確実に入手できる手段と判断のための時間を確保することです。最終的な判断は、株主の皆様にあります。当該大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものであることが明らかな場合を除き、原則としてルールが遵守されている限り当該大量買付行為に対する対抗措置を発動するものではありません。

以上のとおり、上記方針は、企業価値・株主価値の適正な判断に資するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、平成19年6月26日開催の定時株主総会において、株主の皆様の決議をもって、よりいっそう株主意思を反映した新たな対応方針を導入するとともに、上記方針の廃止を予定しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部																																																																																																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 流動資産</td> <td style="text-align: right;">231,033</td> </tr> <tr> <td> 現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">46,702</td> </tr> <tr> <td> 受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">78,669</td> </tr> <tr> <td> 有価証券</td> <td style="text-align: right;">419</td> </tr> <tr> <td> 棚卸資産</td> <td style="text-align: right;">82,214</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">17,724</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">7,362</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,060</td> </tr> <tr> <td>II 固定資産</td> <td style="text-align: right;">327,998</td> </tr> <tr> <td> 有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">149,872</td> </tr> <tr> <td> 建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">46,179</td> </tr> <tr> <td> 機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">23,034</td> </tr> <tr> <td> 工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">15,339</td> </tr> <tr> <td> 土地</td> <td style="text-align: right;">63,495</td> </tr> <tr> <td> 建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">1,824</td> </tr> <tr> <td> 無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,951</td> </tr> <tr> <td> のれん</td> <td style="text-align: right;">1,521</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1,429</td> </tr> <tr> <td> 投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">175,174</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">150,369</td> </tr> <tr> <td> 長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">524</td> </tr> <tr> <td> 賃借不動産保証金敷金</td> <td style="text-align: right;">5,986</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">16,790</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">2,527</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,022</td> </tr> </table>	I 流動資産	231,033	現金及び預金	46,702	受取手形及び売掛金	78,669	有価証券	419	棚卸資産	82,214	繰延税金資産	17,724	その他	7,362	貸倒引当金	△2,060	II 固定資産	327,998	有形固定資産	149,872	建物及び構築物	46,179	機械装置及び運搬具	23,034	工具器具備品	15,339	土地	63,495	建設仮勘定	1,824	無形固定資産	2,951	のれん	1,521	その他	1,429	投資その他の資産	175,174	投資有価証券	150,369	長期貸付金	524	賃借不動産保証金敷金	5,986	繰延税金資産	16,790	その他	2,527	貸倒引当金	△1,022	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 流動負債</td> <td style="text-align: right;">136,656</td> </tr> <tr> <td> 支払手形及び買掛金</td> <td style="text-align: right;">43,165</td> </tr> <tr> <td> 短期借入金</td> <td style="text-align: right;">15,118</td> </tr> <tr> <td> 一年以上返済の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">4,301</td> </tr> <tr> <td> 未払費用及び未払金</td> <td style="text-align: right;">54,415</td> </tr> <tr> <td> 未払法人税等</td> <td style="text-align: right;">6,012</td> </tr> <tr> <td> 特定取引前受金</td> <td style="text-align: right;">2,273</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td> 役員賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td> 製品保証引当金</td> <td style="text-align: right;">4,266</td> </tr> <tr> <td> 返品調整引当金</td> <td style="text-align: right;">121</td> </tr> <tr> <td> 構造改革費用引当金</td> <td style="text-align: right;">1,488</td> </tr> <tr> <td> 繰延未実現利益</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">5,365</td> </tr> <tr> <td>II 固定負債</td> <td style="text-align: right;">70,977</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金</td> <td style="text-align: right;">6,132</td> </tr> <tr> <td> 繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">239</td> </tr> <tr> <td> 再評価に係る繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">17,735</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">27,140</td> </tr> <tr> <td> 長期預り金</td> <td style="text-align: right;">17,424</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">2,303</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">負債合計</td> <td style="text-align: right;">207,633</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">純 資 産 の 部</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">I 株主資本</td> <td style="text-align: right;">328,804</td> </tr> <tr> <td> 資本金</td> <td style="text-align: right;">28,534</td> </tr> <tr> <td> 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">40,054</td> </tr> <tr> <td> 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">260,555</td> </tr> <tr> <td> 自己株式</td> <td style="text-align: right;">△339</td> </tr> <tr> <td>II 評価・換算差額等</td> <td style="text-align: right;">17,662</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">13,718</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△406</td> </tr> <tr> <td> 土地再評価差額金</td> <td style="text-align: right;">18,116</td> </tr> <tr> <td> 為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: right;">△13,765</td> </tr> <tr> <td>III 少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">4,931</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">純資産合計</td> <td style="text-align: right;">351,398</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">負債純資産合計</td> <td style="text-align: right;">559,031</td> </tr> </table>	I 流動負債	136,656	支払手形及び買掛金	43,165	短期借入金	15,118	一年以上返済の長期借入金	4,301	未払費用及び未払金	54,415	未払法人税等	6,012	特定取引前受金	2,273	繰延税金負債	22	役員賞与引当金	100	製品保証引当金	4,266	返品調整引当金	121	構造改革費用引当金	1,488	繰延未実現利益	4	その他	5,365	II 固定負債	70,977	長期借入金	6,132	繰延税金負債	239	再評価に係る繰延税金負債	17,735	退職給付引当金	27,140	長期預り金	17,424	その他	2,303	負債合計	207,633	純 資 産 の 部		I 株主資本	328,804	資本金	28,534	資本剰余金	40,054	利益剰余金	260,555	自己株式	△339	II 評価・換算差額等	17,662	その他有価証券評価差額金	13,718	繰延ヘッジ損益	△406	土地再評価差額金	18,116	為替換算調整勘定	△13,765	III 少数株主持分	4,931	純資産合計	351,398	負債純資産合計	559,031
I 流動資産	231,033																																																																																																																										
現金及び預金	46,702																																																																																																																										
受取手形及び売掛金	78,669																																																																																																																										
有価証券	419																																																																																																																										
棚卸資産	82,214																																																																																																																										
繰延税金資産	17,724																																																																																																																										
その他	7,362																																																																																																																										
貸倒引当金	△2,060																																																																																																																										
II 固定資産	327,998																																																																																																																										
有形固定資産	149,872																																																																																																																										
建物及び構築物	46,179																																																																																																																										
機械装置及び運搬具	23,034																																																																																																																										
工具器具備品	15,339																																																																																																																										
土地	63,495																																																																																																																										
建設仮勘定	1,824																																																																																																																										
無形固定資産	2,951																																																																																																																										
のれん	1,521																																																																																																																										
その他	1,429																																																																																																																										
投資その他の資産	175,174																																																																																																																										
投資有価証券	150,369																																																																																																																										
長期貸付金	524																																																																																																																										
賃借不動産保証金敷金	5,986																																																																																																																										
繰延税金資産	16,790																																																																																																																										
その他	2,527																																																																																																																										
貸倒引当金	△1,022																																																																																																																										
I 流動負債	136,656																																																																																																																										
支払手形及び買掛金	43,165																																																																																																																										
短期借入金	15,118																																																																																																																										
一年以上返済の長期借入金	4,301																																																																																																																										
未払費用及び未払金	54,415																																																																																																																										
未払法人税等	6,012																																																																																																																										
特定取引前受金	2,273																																																																																																																										
繰延税金負債	22																																																																																																																										
役員賞与引当金	100																																																																																																																										
製品保証引当金	4,266																																																																																																																										
返品調整引当金	121																																																																																																																										
構造改革費用引当金	1,488																																																																																																																										
繰延未実現利益	4																																																																																																																										
その他	5,365																																																																																																																										
II 固定負債	70,977																																																																																																																										
長期借入金	6,132																																																																																																																										
繰延税金負債	239																																																																																																																										
再評価に係る繰延税金負債	17,735																																																																																																																										
退職給付引当金	27,140																																																																																																																										
長期預り金	17,424																																																																																																																										
その他	2,303																																																																																																																										
負債合計	207,633																																																																																																																										
純 資 産 の 部																																																																																																																											
I 株主資本	328,804																																																																																																																										
資本金	28,534																																																																																																																										
資本剰余金	40,054																																																																																																																										
利益剰余金	260,555																																																																																																																										
自己株式	△339																																																																																																																										
II 評価・換算差額等	17,662																																																																																																																										
その他有価証券評価差額金	13,718																																																																																																																										
繰延ヘッジ損益	△406																																																																																																																										
土地再評価差額金	18,116																																																																																																																										
為替換算調整勘定	△13,765																																																																																																																										
III 少数株主持分	4,931																																																																																																																										
純資産合計	351,398																																																																																																																										
負債純資産合計	559,031																																																																																																																										
資産合計	559,031																																																																																																																										

(注) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

I	売 上 高	550,361
II	売 上 原 価	352,382
	売上総利益	197,979
	延払未実現利益	1
	合計売上総利益	197,980
III	販売費及び一般管理費	170,295
	営業利益	27,685
IV	営 業 外 収 益	
	受取利息	648
	受取配当金	435
	持分法による投資利益	17,764
	その他	2,485
		21,334
V	営 業 外 費 用	
	支払利息	972
	売上割引	4,371
	その他	1,048
	経常利益	6,393
		42,626
VI	特 別 利 益	
	固定資産処分益	330
	製品保証引当金戻入額	244
	投資有価証券売却益	31
		606
VII	特 別 損 失	
	固定資産処分損	1,394
	減損損失	4,728
	投資有価証券評価損	14
	関係会社株式評価損	119
	構造改革費用	3,146
	特別退職金	728
	税金等調整前当期純利益	10,130
	法人税、住民税及び事業税	7,010
	法人税等調整額	△2,268
	少数株主利益	493
	当期純利益	27,866

(注) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成18年3月31日残高	28,534	40,054	236,913	△302	305,199
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,126		△4,126
当期純利益			27,866		27,866
連結範囲の変動			△0		△0
持分の変動			△138	0	△138
土地再評価差額金の取崩			121		121
役員賞与金			△80		△80
自己株式の取得				△37	△37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	23,642	△37	23,604
平成19年3月31日残高	28,534	40,054	260,555	△339	328,804

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	15,470	—	18,426	△23,091	10,805	4,472	320,477
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,126
当期純利益							27,866
連結範囲の変動							△0
持分の変動							△138
土地再評価差額金の取崩							121
役員賞与金							△80
自己株式の取得							△37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,752	△406	△309	9,325	6,857	458	7,315
連結会計年度中の変動額合計	△1,752	△406	△309	9,325	6,857	458	30,920
平成19年3月31日残高	13,718	△406	18,116	△13,765	17,662	4,931	351,398

(注) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 93社

当連結会計年度より、新たに海外子会社1社を連結の範囲に含めております。また、海外子会社1社を連結の範囲から除外しております。

主要な連結子会社の名称

Yamaha Corporation of America	Yamaha Music Holding Europe G.m.b.H.
Yamaha Music Central Europe G.m.b.H.	Yamaha-Kemble Music(U.K.)Ltd.
P.T. Yamaha Music Manufacturing Asia	雅馬哈楽器音響(中国)投資有限公司
天津雅馬哈電子楽器有限公司	杭州雅馬哈楽器有限公司
ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社	ヤマハメタニクス株式会社
ヤマハリビングテック株式会社	ヤマハファインテック株式会社

主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

ヤマハライフサービス株式会社

非連結子会社はその資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

主要な関連会社の名称

ヤマハ発動機株式会社

株式会社コルグ

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

ヤマハライフサービス株式会社

ヤマハ・オーリンメタル株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下の8社を除いてすべて、当社と同一であります。

Yamaha de Mexico,S.A.de C.V.	天津雅馬哈電子楽器有限公司
広州雅馬哈・珠江鋼琴有限責任公司	雅馬哈貿易(上海)有限公司
蕭山雅馬哈楽器有限公司	雅馬哈楽器音響(中国)投資有限公司
雅馬哈電子(蘇州)有限公司	杭州雅馬哈楽器有限公司

上記8社の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きにより決算を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 ... 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの ... 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの ... 総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

- ③ 棚卸資産
当社及び国内連結子会社は主として後入先出法による低価法によっており、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産
主として定率法によっております。但し、一部の連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--------------------|
| 建物 | 31～50年（附属設備は主に15年） |
| 構築物 | 10～30年 |
| 機械及び装置 | 4～11年 |
| 工具器具備品 | 5～6年（金型は主に2年） |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金
製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。
- ④ 構造改革費用引当金
事業の再編等に伴い発生する費用に備えるため、発生見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
—
- (追加情報)
- 当社は、平成18年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。なお、当該総会終結の時までに計上した役員退職慰労引当金については、長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、繰延ヘッジ処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | | |
|-------|---|-------------------------|
| ヘッジ手段 | … | 先物為替予約、外貨プット円コールオプション買建 |
| ヘッジ対象 | … | 外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引 |
- ③ ヘッジ方針
各社の社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

5年間の均等償却によっております。

II 会計方針の変更

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は346,873百万円であります。

2. 役員賞与に関する会計基準の適用

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、100百万円減少しております。

III 表示方法の変更

1. 連結貸借対照表

- (1) 前連結会計年度まで、「連結調整勘定」として掲記しておりました連結子会社に係る投資と資本の消去差額は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。
- (2) 前連結会計年度まで、「アフターサービス費引当金」として区分掲記しておりましたピアノの調律及び調整費用の発生見込額は、当連結会計年度から「製品保証引当金」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「製品保証引当金」に含まれる当該金額は109百万円であります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	250,745百万円
2. 担保提供資産	
(1) 担保に供している資産	
有価証券のうち	399百万円
有形固定資産のうち	207百万円
投資有価証券のうち	1,059百万円
計	1,666百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	20百万円
特定取引前受金	2,273百万円
計	2,293百万円
3. 保証債務	
下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証等を行っております。	
浜松ケーブルテレビ株式会社	452百万円
(実質的に保証している金額は33百万円であります。)	
その他	192百万円
計	645百万円
4. 輸出受取手形割引高	882百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社、連結子会社2社及び持分法適用会社1社が事業用土地の再評価を行っております。

- (1) 再評価実施日 連結子会社1社及び持分法適用会社1社

平成12年3月31日
当社及び連結子会社1社
平成14年3月31日

- (2) 再評価の方法

当社及び連結子会社2社は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定し、持分法適用会社1社は、同法律施行令第2条第4号に定める「地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定しております。

- (3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 18,954百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	206,524,626	—	—	206,524,626

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,063	10.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	2,063	10.00	平成18年9月30日	平成18年12月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,578	12.50	平成19年3月31日	平成19年6月27日

VI 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益

1,680円91銭
135円19銭

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	91,756	I 流動負債	65,538
現金及び預金	12,503	支払手形	167
受取手形	6,371	買掛金	21,320
売掛金	30,994	短期借入金	3,648
製品及び商品	16,517	未払金	15,090
原材料	2,253	未払法人税等	3,607
仕掛品	8,018	未払費用	18,189
繰延税金資産	11,965	前受り金	258
その他の資産	5,844	役員賞与引当金	972
貸倒引当金	△2,711	製品保証引当金	100
		子会社支援引当金	1,953
		その他	206
		II 固定負債	56,197
II 固定資産	217,246	再評価に係る繰延税金負債	15,200
有形固定資産	86,524	退職給付引当金	22,154
建物及び構築物	23,980	長期預り金	17,482
機械及び装置	6,987	その他	1,360
車両運搬具	104		
工具器具備品	4,256	負債合計	121,736
土地	50,604		
建設仮勘定	590	純資産の部	
無形固定資産	99	I 株主資本	164,509
借地権	99	資本	28,534
投資その他の資産	130,621	資本剰余金	40,054
投資有価証券	37,475	資本準備金	40,054
関係会社株式	57,768	利益剰余金	96,216
関係会社出資金	18,396	利益準備金	4,159
長期貸付金	518	その他の利益剰余金	92,056
差入保証金	2,477	特別償却準備金	9
繰延税金資産	14,265	圧縮記帳積立金	2,862
長期前払費用	7	別途積立金	74,710
その他	679	繰越利益剰余金	14,475
貸倒引当金	△967	自己株式	△296
資産合計	309,002	II 評価・換算差額等	22,756
		その他有価証券評価差額金	12,427
		繰延ヘッジ損益	△12
		土地再評価差額金	10,341
		純資産合計	187,266
		負債純資産合計	309,002

(注) 記載金額は百万円未満を切捨して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

I	売 上 高	323,043
II	売 上 原 価	244,594
	売上総利益	78,449
III	販売費及び一般管理費	65,890
	営業利益	12,558
IV	営 業 外 収 益	
	受取利息	84
	受取配当金	6,456
	その他	1,455
		7,996
V	営 業 外 費 用	
	支払利息	15
	その他	679
		694
	経常利益	19,860
VI	特 別 利 益	
	固定資産処分益	167
	製品保証引当金戻入額	129
	貸倒引当金戻入額	226
	投資有価証券売却益	0
		524
VII	特 別 損 失	
	固定資産処分損	723
	減損損失	4,728
	投資有価証券評価損	14
	関係会社株式評価損	385
	子会社支援引当金繰入額	102
	貸倒引当金繰入額	1,906
		7,861
	税引前当期純利益	12,523
	法人税、住民税及び事業税	3,267
	法人税等調整額	△2,054
	当期純利益	11,310

(注) 記載金額は百万円未満を切捨して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金								
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	買換資産取得 特別勘定 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	11	2,334	565	68,710	13,258	89,038	△258	157,368	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当									△4,126	△4,126		△4,126	
当期純利益									11,310	11,310		11,310	
土地再評価差額金の取崩									73	73		73	
特別償却準備金の積立					1				△1	—		—	
特別償却準備金の取崩					△3				3	—		—	
圧縮記帳積立金の積立						900			△900	—		—	
圧縮記帳積立金の取崩						△372			372	—		—	
買換資産取得特別勘定 積立金の積立							599		△599	—		—	
買換資産取得特別勘定 積立金の取崩							△1,164		1,164	—		—	
別途積立金の積立								6,000	△6,000	—		—	
役員賞与金									△80	△80		△80	
自己株式の取得											△37	△37	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△2	528	△565	6,000	1,217	7,178	△37	7,140	
平成19年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	9	2,862	—	74,710	14,475	96,216	△296	164,509	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	14,263	—	10,415	24,679	182,048
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△4,126
当期純利益					11,310
土地再評価差額金の取崩					73
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
圧縮記帳積立金の積立					—
圧縮記帳積立金の取崩					—
買換資産取得特別勘定 積立金の積立					—
買換資産取得特別勘定 積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
役員賞与金					△80
自己株式の取得					△37
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△1,836	△12	△73	△1,922	△1,922
事業年度中の変動額合計	△1,836	△12	△73	△1,922	5,218
平成19年3月31日残高	12,427	△12	10,341	22,756	187,266

(注) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
子会社及び関連会社株式 … 総平均法による原価法
其他有価証券
時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの … 総平均法による原価法
- (2) デリバティブ
時価法
- (3) 棚卸資産
後入先出法による低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|--------|--------------------|--------|---------------|
| 建物 | 31～50年（附属設備は主に15年） | 構築物 | 10～30年 |
| 機械及び装置 | 4～11年 | 工具器具備品 | 5～6年（金型は主に2年） |

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
営業債権等を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 製品保証引当金
製品販売後に発生する補修費用に備えるため、売上高もしくは販売台数に対して経験率により、または個別見積により計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
—

（追加情報）

- 当社は、平成18年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。なお、当該総会終結の時までに計上した役員退職慰労引当金については、長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。
- (6) 子会社支援引当金
子会社が抱える欠損金を解消するための当社負担見込額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
外貨建金銭債権債務のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては繰延ヘッジ処理を行っております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段 … 先物為替予約、外貨ブット円コールオプション買建
 ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引
- (3) ヘッジ方針
 社内管理規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引及び、通貨オプション取引について、実需の範囲内で行うこととしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの固定化・変動の回避との相関関係が継続的に存在することが明らかであることから、ヘッジ会計適用のためのヘッジの有効性の評価は不要のため、行っておりません。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計方針の変更

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は187,278百万円であります。

2. 役員賞与に関する会計基準の適用

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は100百万円減少しております。

III 表示方法の変更

1. 貸借対照表

前事業年度まで、「アフターサービス費引当金」として区分掲記しておりましたピアノの調律及び調整費用の発生見込額は、当事業年度から「製品保証引当金」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「製品保証引当金」に含まれる当該金額は53百万円であります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13,611百万円	長期金銭債権	51百万円
短期金銭債務	13,628百万円	長期金銭債務	64百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

128,961百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

- (1) 再評価実施日 平成14年3月31日
- (2) 再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算定しております。
- (3) 再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 10,979百万円

4. 保証債務

営業上の債務保証他
 金融機関からの借入
 浜松ケーブルテレビ株式会社 452百万円
 (実質的に保証している金額は33百万円であります。)

その他 32百万円

計 484百万円

5. 輸出受取手形割引高

3,609百万円

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	188,590百万円
仕入高	93,677百万円
営業取引以外の取引高	8,039百万円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	前 期 末	増 加	減 少	当 期 末
普通株式（株）	207,109	15,775	—	222,884

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 15,775株

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

（繰延税金資産）

棚卸資産評価減	1,303百万円
貸倒引当金	1,365百万円
減価償却超過額	9,850百万円
固定資産減損額	17,884百万円
投資有価証券等評価減	8,851百万円
未払賞与	2,658百万円
製品保証引当金	772百万円
退職給付引当金	8,757百万円
その他	8,229百万円
繰延税金資産小計	59,669百万円
評価性引当額	△23,452百万円
繰延税金資産合計	36,217百万円

（繰延税金負債）

圧縮記帳積立金	△1,853百万円
特別償却準備金	△5百万円
その他有価証券評価差額金	△8,127百万円
繰延税金負債合計	△9,986百万円
繰延税金資産の純額	26,230百万円

VIII リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 1,497百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 855百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 641百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 907円73銭
- 1 株当たり当期純利益 54円82銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成19年4月26日

ヤマハ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 藤田和弘 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 滝口隆弘 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成19年4月26日

ヤマハ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 藤田和弘 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 滝口隆弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第183期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第183期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月27日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 太田 直幹 (印)

常勤監査役 堀越美知夫 (印)

社外監査役 三浦 州夫 (印)

社外監査役 寺井 康晴 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、連結株主資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤強化のために適正な内部留保を行うとともに、従来以上に連結業績を反映した配当を実施することを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

第183期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株主の皆様のご支援にお応えすべく、当社普通株式1株につき2円50銭増配し、1株につき12円50銭（先に実施した中間配当と合わせて22円50銭）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,578,771,775円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	いとう しゅうじ 伊藤 修二 (昭和17年11月1日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和59年7月 ヤマハ ケンブル ミュージック取締役社長 昭和63年6月 当社取締役 平成5年7月 同 常務取締役 平成9年6月 同 代表取締役専務 平成12年4月 同 代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 財団法人ヤマハ音楽振興会理事長	42,288株
2	かとう ひろかず 加藤 博万 (昭和19年3月8日生)	昭和41年4月 当社入社 平成8年3月 同 エレクトロニクス開発センター長 平成10年6月 同 取締役 平成15年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成18年6月 同 サウンド・IT事業統括、研究・開発統括 現在に至る	9,700株
3	くろえ つねお 黒江 常夫 (昭和21年2月2日生)	昭和43年4月 当社入社 平成11年7月 同 経営企画室長 平成12年6月 同 取締役 平成17年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成18年6月 同 経営管理統括 現在に至る	16,100株
4	うめむら みつる 梅村 充 (昭和26年3月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成15年5月 同 楽器事業本部長 平成15年6月 同 上席執行役員 平成18年6月 同 常務取締役 現在に至る 平成18年6月 同 楽器・音楽ソフト事業統括 現在に至る	14,500株
5	はせがわ とおる 長谷川 至 (昭和11年5月15日生)	昭和35年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 昭和60年7月 同 取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 専務取締役 平成13年4月 同 代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年1月 ヤマハ発動機株式会社取締役会長 平成19年3月 同 取締役退任	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
6	や はた やす し 八 幡 泰 司 (昭和29年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 同 執行役員 平成16年6月 同 生産技術統括本部長 平成17年6月 同 取締役 現在に至る 平成18年6月 同 プロダクティブテクノロジー事業統括、プロセス管理統括 ゴルフ事業推進部担当 現在に至る	4,300株
7	おか べ ひろ お 岡 部 比呂男 (昭和26年11月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 同 管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同 執行役員 平成15年11月 同 楽器事業本部副本部長 平成18年6月 同 取締役 現在に至る 平成18年6月 同 楽器・音楽ソフト事業副統括 現在に至る (他の法人等の代表状況) 広州ヤマハ・珠江鋼琴有限責任公司董事長	4,200株
8	たか はし もと き 高 橋 源 樹 (昭和26年12月4日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年8月 ヤマハヨーロッパ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 現在に至る 平成18年5月 同 経営企画室長 現在に至る	3,000株

(注)1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

①伊藤修二

財団法人ヤマハ音楽振興会の理事長を兼務し、当社は同財団法人に音楽教室の運営に伴う講師費用の支払等があるとともに、音楽教室事業において、当社の全額出資子会社が同財団法人と競業関係にあります。

②黒江常夫

ヤマハ企業年金基金の理事長を兼務し、当社は同基金に対し年金掛金の支払等があります。
ヤマハ健康保険組合の理事長を兼務し、当社は同組合に対し保険料の支払等があります。
ヤマハ共済会の理事長を兼務し、当社は同会に対し会費の拠出があります。

③岡部比呂男

広州ヤマハ・珠江鋼琴有限責任公司の董事長を兼務し、当社及び当社の全額出資子会社は同社と製品の売買取引等があります。

2. 長谷川至は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

長谷川至

①ヤマハ発動機株式会社での役員であった経験を活かして当社の経営に助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②過去5年間において当社の関連会社であるヤマハ発動機株式会社代表取締役社長及び取締役会長となったことがあります。

③ヤマハ発動機株式会社取締役会長に在任中、同社において外国為替及び外国貿易法違反事件が発生しました。

④当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間です。

⑤当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その限定契約の内容は事業報告の「社外役員に関する事項」(14頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役太田直幹及び三浦州夫の2名は、任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	み うら くに お 三 浦 州 夫 (昭和28年2月13日生)	昭和54年4月 裁判官任官 昭和63年3月 裁判官退官 昭和63年4月 弁護士登録(大阪弁護士会入会) 清木尚芳法律事務所勤務 平成9年4月 河本・三浦法律事務所設立 現在に至る 平成15年6月 当社監査役 現在に至る	0株
2	まき の とき ひさ 牧 野 時 久 (昭和25年2月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成12年4月 同 経理・財務部長 平成13年2月 同 執行役員 平成15年6月 同 取締役 平成18年6月 同 顧問 現在に至る	8,682株

(注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 三浦州夫は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

三浦州夫

①長年の裁判官及び弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業統治についても十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

③当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間です。

④当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その限定契約の内容は事業報告の「社外役員に関する事項」(14頁)に記載のとおりであります。

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期末の取締役8名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として85百万円（うち社外取締役1名に対し1百万円）、監査役賞与として15百万円（うち社外監査役2名に対し2百万円）、計総額1億円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入承認の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

同対応策の内容は以下のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、「音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづける企業として成長する」ことを経営方針として掲げ、そのために、技術革新に努め、激変する市場環境への適応力を強化し、常に優れた品質の商品とサービスの開発・提供を通してお客様の期待に応えるとともに、経営の効率化に注力し、グローバルな競争力の獲得に努めております。

中期経営計画『Y S D50』においては、①持続的・安定的な高収益構造の確立、②独創的かつ高品質な商品開発／事業創出、③企業の社会的な責任を重視した経営に積極的に取り組んでまいりました。中国における生産拠点の整備・増強の実施、中国ビジネス・音響機器事業の拡大等着実に成果をあげたほか、将来の事

業拡大への布石をうってまいりました。また、環境対応、コンプライアンス活動等を企業風土の中に定着化させました。

新中期経営計画『Y G P 2010(Yamaha Growth Plan 2010)』では、音・音楽・ネットワーク関連技術を基盤とした「楽器・音響・音楽ソフト、A V・I T、電子機器事業」をThe Sound Company領域として、グループの成長を牽引する領域と位置付ける一方、他の事業については、多角化事業領域として各業界における強固なポジション確立と健全な事業運営により、当社グループ企業価値の増大を図ってまいります。

また、当社は、事業成長により生み出された利益について、更なる成長に資するための研究開発・販売投資・設備投資等に振り向けると同時に、従来以上に配当性向を重視した配当政策を採用し、株主への還元に留意してまいります。

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会からなるステークホルダーそれぞれに対し、次のようなコミットメントを明確にし、その実行に努めております。各ステークホルダー間の調整を図りながら、それぞれの満足度を高めることが長期的には企業価値の最大化につながるものと確信しております。

株主への約束……………『透明で質の高い経営により、健全な業績を確保し、適正な成果の蓄積と還元を図るとともに、情報開示に努め、株主の皆様の理解と満足を高めます。』

お客様への約束……………『お客様の心からの満足のために、先進と伝統の技術、そして豊かな感性と創造性で、優れた品質の商品・サービスを提供し、存在感と信頼感そして感動に溢れたブランドでありつづけます。』

ともに働く人々への約束

……………『ヤマハブランドを輝かせ、その価値を創り出していくのは、ヤマハに関わりを持って働く全ての人々です。社会規範に基づいた公正なルールの下で互いの信頼関係を築くとともに、業務を通じて能力の発揮と自己実現がなされ、誇りと自信のもてる、明るい企業風土づくりを目指します。』

社会への約束……………『安全と地球環境への配慮を最優先し、高い倫理性をもって法律を遵守し、良き企業市民として、地域社会、グローバル社会への社会・文化・経済の発展に貢献します。』

3．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プラン導入の目的

当社グループは、その長く歴史ある事業活動によって、世界的にも比類なき独特の事業形態を生み出し、ヤマハブランドの下に、音・音楽を軸としながら、楽器等のハードウェア製造業を主体としたメーカービジネスと、音楽教室や音楽コンテンツ配信等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携等により他のいかなる企業とも類似しない独自の事業構造を形成してまいりました。特に、当社の主力事業であります楽器事業につきましては、音楽教室、各種音楽イベントの実施をはじめとする不断の音楽普及活動、専門家対応等が不可欠のものとなっており、当社は、内外の取引先、音楽関係者との信頼関係を通じてこれらの活動を行っ

てまいりました。これらの活動とそれを支える人的資源の統合こそが当社グループの企業価値の源泉であります。このような事業活動に関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。そのため当社は、当社株式の適正な価値を投資家・株主の皆様にご理解いただくよう、従来からIR活動に努めてまいりました。しかしながら、突然当社株式に対する大量買付がなされたときに、これらの買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらにとりわけ当社株式を継続的に保有することを考える株主の皆様にとっては、当該買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)のご承諾をお願いするものであります。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付あるいは組織再編の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等(下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)①の脚注1または②の脚注4に該当するものをいいます。以下、同じ。)に対する買付等(下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下、同じ。)が行われる場合に、買付者または買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。)

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当

社の企業価値・株主共同の利益を害する恐れがあると認められる場合（その詳細については下記⁽⁴⁾「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記⁽⁵⁾「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については「独立委員会規則の概要」（54頁～55頁）をご参照ください。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初における独立委員会の委員には、当社社外監査役の三浦州夫氏（第3号議案が原案どおり承認されることを条件といたします。）並びに社外有識者である伊藤邦雄氏及び喜多村晴雄氏が、それぞれ就任します（各委員の氏名及び略歴については「独立委員会委員略歴」（56頁）をご参照ください。）。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下、①または②に該当する買付またはこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載し

た書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたとき独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載するところに従い、

独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下、「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由・期間の概要を含みます。)について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当

ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見または独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」

(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み相当程度に不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については「新株予約権無償割当ての要項」（57頁～61頁）をご参照ください。）。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発

行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に
対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式
の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産
の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額
の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別
途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決
議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる
場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、
行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌
営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者⁹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹⁰、(iv)特定大量買付者の特別関
係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲
り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者¹¹(以下、(i)ないし(vi)に該当す
る者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、
外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新
株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用
できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)のとおり、当社によ
る当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については「新株予約権無償割当ての要項」(57頁
~61頁)をご参照ください。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については「新株予約権無償割当ての要項」(57頁～61頁)をご参照ください。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、当該廃止または修正・変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成19年4月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.(1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記3.(1)「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、本総会において承認可決の決議がなされることを条件として導入されるものです。また、上記3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます（上記3.(2)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初における独立委員会の委員は、三浦州夫氏（第3号議案が原案どおり承認されることを条件といたします。）伊藤邦雄氏及び喜多村晴雄氏の3名です。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよ

う、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3.(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年です。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の

皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様にご与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受

領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

(注) 1 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、同じとします。

4 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、②において同じとします。

5 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。

6 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、同じとします。

7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

8 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認められた者を含みます。以下、同じとします。

9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認められた者をいいます。

10 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本⁽ⁱⁱⁱ⁾において同じとします。）の買付け等（同法第27の2第1項に定義されます。以下本⁽ⁱⁱⁱ⁾において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認められた者をいいます。

11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認められた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認められた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 当初選任される独立委員会委員の任期は、平成22年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場

合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

三浦 州夫氏

- [略歴] 昭和54年4月 裁判官任官
昭和63年3月 裁判官退官
昭和63年4月 弁護士登録（大阪弁護士会入会）
清木尚芳法律事務所勤務
平成9年4月 河本・三浦法律事務所設立
現在に至る
平成15年6月 当社社外監査役
現在に至る

伊藤 邦雄氏

- [略歴] 昭和59年4月 一橋大学助教授
平成4年4月 同大学商学部教授
平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長
平成16年12月 同大学副学長
平成18年12月 同大学大学院商学研究科教授
現在に至る

喜多村 晴雄氏

- [略歴] 昭和58年9月 アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所入所
昭和62年3月 公認会計士登録
平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設
現在に至る
平成16年6月 ローム株式会社社外監査役
現在に至る
平成17年12月 住商グレンジャー株式会社（現 株式会社MonotaRO）社外取締役
現在に至る

新株予約権無償割当ての要項

I . 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ . に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- 3) 上記1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（但し、当社の有す

る当社株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下、同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii)その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管

轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
- ② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年4月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

1．インターネットをご利用される皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ①インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- ②インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に於けるのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- ③インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、平成19年6月25日（月曜日）午後5時までに行使されますようお願いいたします。
- ④インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ⑤インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ⑥議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

中央三井証券代行ウェブサポート

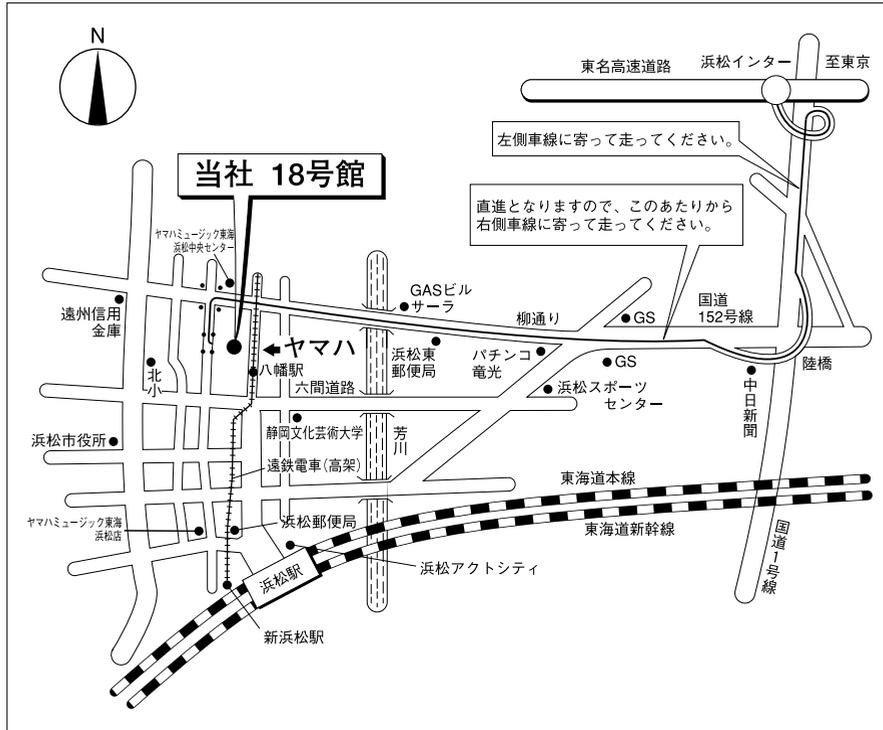
電話 0120-65-2031（フリーダイヤル）

受付時間 土日休日を除く 9：00～21：00

2．機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図



浜松市中区中沢町10番1号
当社18号館1階
電話 (053)460-2800

(浜松駅より約2km、遠鉄八幡駅より徒歩約3分、)
(浜松インターより車で約30分。)